

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日替り、
の翌日)

目 次

◇選管告示

昭和五十一年十二月五日執行予定の衆議院議員総選挙に係る選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日等

昭和五十一年十二月五日執行予定の衆議院議員総選挙におけるポスターの掲示の開始の日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十号

昭和五十一年十二月五日執行予定の衆議院議員総選挙に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十四条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 被登録資格の決定の基準となる日

昭和五十一年十一月十四日

ただし、年齢については、昭和五十一年十二月五日を基準日とする。

二 登録を行う日

昭和五十一年十一月十四日

三 縦覧に供する期間

昭和五十一年十一月十五日及び昭和五十一年十一月十六日

鳥取県選挙管理委員会告示第五十一号

昭和五十一年十二月五日執行予定の衆議院議員総選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百四十四条の二第五項に規定するポスターの掲示の開始の日を昭和五十一年十一月十五日と定めたので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章